

此故に蒲生郡にある檜物莊をさして、檜物上の莊と云當郡にある檜物莊をさして、檜物下の莊と云なるべし。

〔歩菩提寺文書〕近江國檜物莊。圓滿山少菩提寺領諸所之事任先規之判例全以寄付畢彌以天下安全懸祈可被抽丹誠之狀如件、

建武二年九月二十日

尊氏判

圓滿山衆徒中

〔近江國輿地志略五十一甲賀郡〕油之莊。三大寺六村、矢川七村、新宮九村、池田村、高山村、市原村、野出村、六牧村馬杉村、高峯村、和田村をいふ、相つたふでんげう大師ゑんりやく寺を草創せんとほうし、此地に村をもとめ、油入し給ふ故に號すといふ。

〔江北記〕油莊、當方御本領、御代官職被仰付相抱候、

〔近江國輿地志略五十一甲賀郡〕大原莊。高木村、高野村、鳥居野村、中村、上田村、大久保村、神村、相撲村、市場村、和田村五反田村、油日谷七谷、以上二十八村をいふ、大原九村と云ときは、油日谷七村を除くなり、古昔は法勝寺領なりと、盛衰記に見へたり、

〔新編諸宗教藏總錄裏書山城〕あふみのくによしみの莊の領家職下地半分事、ゆづり狀かきてまいらせ候、○中仍爲後日契狀如件、

建武元年四月二十六日

仁助花押

〔南部文書〕注進吉見御莊檢注目錄事

合建武元年甲戌十二月日

總田數肆拾壹町貳段半參拾步內

除